

議案第 9 2 号

湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

湯梨浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湯梨浜町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において</p>	<p>(職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において</p>

同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人  
につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分  
に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね15人につき1人(法第6条  
の3第12項第2号の規定に基づき受  
け入れる場合に限る。次号において  
同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人  
につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる  
区分に応じ、当該各号に定める数の合計  
数に1を加えた数以上とし、そのうち半  
数以上は、保育士とする。

(1)及び(2) 略

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね15人につき1人(法第6条  
の3第12項第2号の規定に基づき受  
け入れる場合に限る。次号において  
同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人  
につき1人

3 略

同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人  
につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分  
に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) 略

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね20人につき1人(法第6条  
の3第12項第2号の規定に基づき受  
け入れる場合に限る。次号において  
同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人  
につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる  
区分に応じ、当該各号に定める数の合計  
数に1を加えた数以上とし、そのうち半  
数以上は、保育士とする。

(1)及び(2) 略

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね20人につき1人(法第6条  
の3第12項第2号の規定に基づき受  
け入れる場合に限る。次号において  
同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人  
につき1人

3 略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。